

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 1 回） 議事概要

- 1 日時：令和 6 年 12 月 24 日（火）13：00～14：35
- 2 場所：総務省（中央合同庁舎 2 号館）10 階 1006 会議室及びオンライン
- 3 出席者：（構成員）
大屋座長、江間構成員、宍戸構成員、原田（久）構成員、原田（大）構成員、横田構成員、吉永構成員
（総務省行政管理局）
平池行政管理局長、佐藤審議官、津村調査法制課長、岡崎法制管理室長
- 4 議事概要
 - （1）開会
第一回開催に当たり、平池行政管理局長から挨拶があった。
 - （2）議題（1）開催要領（案）について
事務局から、資料 1「『行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会』開催要領（案）」に基づき説明を行い、案のとおり、構成員から承認された。
構成員の互選により、大屋構成員が座長に選任され、座長・各構成員から挨拶があった。
 - （3）議題（2）行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会について
事務局から、資料 2「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会について」に基づき説明を行った。
 - （4）議題（3）意見交換
主に、国内事例に係る実態調査の調査対象及び調査項目について、意見交換を行った。構成員からは、
 - ・調査対象については、他にも展開・活用が可能な事例であるかという観点、行政特有の業務における利活用の仕方であるかを考慮する必要がある。
 - ・調査に当たっては、活用している AI の技術的差異（ルールベースか、学習ベースか等）に留意して調査する必要がある。また、活用場面が対物行政なのか、対人行政なのかという差異にも留意する必要がある。
 - ・AI のアウトプットの活用に関して、システム上の配慮と実際の運用の両方を把握する必要がある。実際に利用されているシステムについては、その入力画面と出力画面も確認しつつ、アウトプットの活用の仕方を、どのような立場の者が何に基づいて判断するのも把握する必要がある。

- ・ AI を導入して実際に業務効率が改善しているのか、逆に AI の出力結果の確認のための負担が大きいのかといった現場の率直な感触を、行政における AI の利活用が移行期（動的プロセス）にあることを踏まえて聞けると良い。
- ・ 実際にシステム（AI）を使う職員以外も含めたリテラシー教育の状況、行政内部での知見の蓄積に係る配慮・工夫なども把握できると良い。
- ・ 個別の行政過程と行政通則法・条例の関係をどのように整理・考慮したものか、規律の策定をしている場合には、どのような事案を想定したものか、どのような立場の者の判断も含め、策定の経緯等を確認する必要がある。
- ・ AI を用いたシステムの内容や運用過程の公開の状況も把握する必要がある。
などの意見があった。

（５）閉会

事務局から、次回日程等の案内があった。

以上